事　務　連　絡
令和８年 10 月 28 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 14）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和８年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）等により、令和８年６月１日より実施することとしているところですが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添１から別添３までのとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添１）

医科診療報酬点数表関係

【外来緩和ケア管理料】

問１　「Ｂ００１」の「24」外来緩和ケア管理料の施設基準について、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発 0305 第８号）第４の４の１（６）イに「緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等」とあるが、緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）を修了している者は当該要件を満たすか。

（答）満たす。

なお、「Ａ３１０」緩和ケア病棟入院料、「Ａ２２６－２」緩和ケア診療加算、「Ａ２２６－３」有床診療所緩和ケア診療加算、「Ａ２２６－４」小児緩和ケア診療加算、「Ｂ００１」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料、「Ｂ００１」の「23」がん患者指導管理料、「Ｂ００１－２―12」の「１」外来腫瘍化学療法診療料１並びに「Ｃ０００」往診料の加算等に規定する在宅医療充実体制加算及び在宅療養実績加算２の施設基準についても、同様の取扱いとする。

【経皮的動脈管閉鎖セット】

問２　特定保険医療材料の機能区分「153」経皮的動脈管閉鎖セットについて、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第１号）において、「動脈管内留置型は、関連学会の作成した「体重 2.5kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖セットの適正使用に関する手引き」を遵守して使用した場合に限り算定できる」とあるが、当該手引きは令和８年 10 月１日付けで「体重 2.0kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖術におけるピッコロオクルーダー適正使用指針」に改定されているが、どのように取り扱えばよいか。

（答）令和８年 10 月１日以降は、当該通知における「体重 2.5kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖セットの適正使用に関する手引き」を「体重 2.0kg 未満の動脈管開存症に対する経皮的動脈管閉鎖術におけるピッコロオクルーダー適正使用指針」に読み替えるものとする。

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係

【有床義歯】

問１　「Ｍ０１８」に掲げる有床義歯について、歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算を算定できるが、「Ｍ０１９」に掲げる熱可塑性樹脂有床義歯についても、同様に算定できるのか。

（答）算定できない。

【ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジ】

問２　ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジについて、④５⑥⑥、⑤６⑥⑦又は⑥６⑦等の分割抜歯や分離切断を行った歯を支台歯とする場合も、当該ブリッジは算定できるのか。

（答）分割抜歯又は分離切断した歯を支台歯としたＣＡＤ／ＣＡＭブリッジをやむを得ず製作する場合は、残った歯冠や歯根の状態から、歯科医学的に適切な場合に限り、算定して差し支えない。

この場合、ＣＡＤ／ＣＡＭブリッジは１装置として取り扱うが、支台歯については、分割抜歯を行った場合には、「Ｍ０１７」ポンティックの留意事項通知（７）のハ及びニと同様の取り扱いとし、分離切断を行った場合には大臼歯１歯分として取り扱う。

調剤報酬点数表関係

【服薬管理指導料】

問１　「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発 0305 第８号）の第 97 の２服薬管理指導料の注１に規定する保険薬局の１（３）において、「医療に係る地域活動の取組に参画していること。」とあるが、委嘱を受けて学校薬剤師の業務を行っている場合、届出の際に具体的にどのような文書を添付すればよいか。

（答）教育委員会又は学校長等が、当該保険薬局に所属する保険薬剤師に対して発行した委嘱状の写し等、学校薬剤師として従事していることが分かる書類（届出時から過去１年間以内に発行されたものに限る。）を添付すること。なお、学校薬剤師は学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）及び関係法令により、その職務の内容が規定されていることを踏まえ、委嘱状の写し等を添付した場合は、地域活動の取組に係る事業の概要等に関する文書の添付を要しないものとする。

【特定薬剤管理指導加算３】

問２　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第６号）別添３の「区分１０の３」服薬管理指導料の８（３）に「バイオ医薬品の一般名処方による処方箋の交付を受けた患者又はバイオ後続品の銘柄名処方による処方箋の交付を受けた患者に対して、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合」とあるが、バイオ後続品の薬価が、先行バイオ医薬品の薬価より高い又は同額である場合であっても、当該バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について患者に説明を行った場合は、特定薬剤管理指導加算３のロを算定して差し支えないか。

（答）差し支えない。